

生物多様性増進活動促進法

環境省自然環境局自然環境計画課課長補佐

小林 誠

1. 法制化の背景

「自然共生サイト」をご存じでしょうか。「自然共生サイト」とは、2023 年度から運用を開始した制度で、企業の森や里地里山、都市の緑地、里海など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を環境大臣が認定するものです。この制度が非常に好調なスタートを切っており、当初「2023 年中に 100 か所以上の認定」を目標としていましたが、初年度である 2023 年度に 184 か所が認定されました。企業を中心に多くの関心が寄せられているからこそ、この勢いを更に加速するためにも、法律に基づく制度とすることで、認定の仕組みの制度の安定性・継続性を確保することが重要でした。

「自然共生サイト」は、既に生物多様性が豊かな場所が対象です。自然共生サイト認定によって、今後も適切な保全が継続される蓋然性を高めることで、ネイチャーポジティブの実現、30by30 目標(2030 年までに陸と海の 30%以上を保全)の達成、OECD(保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域)の国際データベース登録に繋げていくことが可能です。また、認定されたサイトを管理する企業等にとっても、これまでの保全活動の成果を対外的に PR したり、情報開示に活用したり等する機会となります。一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、生物多様性の世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲット2において「2030 年までに劣化した生態系の少なくとも 30%で効果的な再生を行うこと」とされているように、現状では生物多様性が劣化・失われている場所においても、生物多様性の回復や創出を図ることが必要です。そのため、既に豊かな生物多様性を維持する活動に加えて、管理放棄地などにおける生物多様性を回復する活動や、開発跡地などにおける生物多様性を創出する活動も促進するためにも、制度の法制化が効果的でした。なお、回復・創出の場所は、現状では OECD にはありませんが、生物多様性を回復・創出する活動の結果として、活動場所の生物多様性が豊かになれば、OECD となり、30by30 目標の達成にも貢献するため、維持だけでなく、回復・創出する活動も非常に重要になります。

2. 生物多様性増進活動促進法

正式な法律名は、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」です。令和6年法律第 18 号として、2024 年4月 19 日に公布されました。「法制化の背景」のとおり、2023 年4月からスタートした「自然共生サイト」制度を踏まえた法制度ということになります。

本法では、生物多様性を維持し、回復し、又は創出することを生物多様性の「増進」と定義しています。そして、基本理念において、豊かな生物多様性を確保することが人類の存続の基盤であること、そして、生物多様性など自然環境の保全と経済・社会の持続的発展との両立が図られる、自然と共生する社会の実現を目指すこと、が謳われています。

メインの制度は、「増進活動実施計画等の認定制度の創設」です。認定制度は大きく2つあり、一つ目は、企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定する制度です。これは、自然共生サイト認定制度の法制化と考えていただければと思います。違いは、場所に紐付いた活動計画を認定するところにあります。

す。将来にわたり場所の保全を担保するためには、その場所でどのような活動を実施するかが重要となります。そのため、場所に紐付いた活動計画を認定する制度としました。また、前段でご説明したとおり「自然共生サイト」は、既に生物多様性が豊かな場所を対象としていましたが、活動計画を認定する制度とすることで、生物多様性を回復・創出する活動も対象にすることが可能となりました。これによって、生物多様性の損失を抑える施策とその向上を図る施策の両方を推進し、生態系の健全性の回復につながる企業等の活動を促進していくこととしています。二つ目は、市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定する制度です。ご存じある方は少ないかもしれませんが、「生物多様性地域連携促進法」における連携計画作成制度の進化版と考えていただければと思います。一つ目の制度と比較すると、市町村が多様な主体と有機的に連携して進めることで、より面的に地域の保全を行なうことができるものです。

法律上のメリットとしては、認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることが可能となります。

もうひとつ、本法の特徴的な制度として、「生物多様性維持協定」があります。こちらは、「連携増進活動実施計画」の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができる制度です。この協定を締結すると、たとえ土地所有者が変更されたとしても、協定の効力は引き継がれることになり、生物多様性を維持する活動が長期的・安定的に実施できる蓋然性が高まります。

3. 終わりに

2023年度に認定された「自然共生サイト」の中には、藻場や砂浜等、沿岸域のサイトも含まれています。例えば、兵庫県相生市の「海岸生物の王国 相生湾、」や愛媛県今治市の「織田ヶ浜海岸」が認定されています。しかしながら、現状では圧倒的に陸域での取組が多数を占めています。まだまだ海での取組が少ないのです。瀬戸内海は、まさに「里海」ということで、人々の活動が盛んな地域だと考えています。この新法をきっかけに、瀬戸内海においても、企業や地域等による「里海」の生物多様性を「増進」する動きが更に加速することを期待しています。